

岩手県告示第195号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
[略]		[略]	
保健福祉部	[略] ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 <u>特定不妊治療費助成金</u> 不育症検査費助成金 [略] 若年がん患者等妊よう性温存費用助成金	保健福祉部	[略] ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 不育症検査費助成金 [略] 若年がん患者等妊よう性温存費用助成金 <u>医療機関食材料費高騰対策支援金</u>
商工労働観光部	<u>地域就職氷河期世代支援加速化交付金</u> 地域なりわい再生緊急対策交付金 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金 <u>観光宿泊施設経営継続支援交付金</u>	商工労働観光部	地域なりわい再生緊急対策交付金 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金
農林水産部	[略] 水利施設管理強化交付金 <u>国有農地等管理处分事業事務取扱交付金</u> <u>農地調整費交付金</u> 森林整備地域活動支援等交付金 [略]	農林水産部	[略] 水利施設管理強化交付金 森林整備地域活動支援等交付金 [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			